



# 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設

- 子育て世帯の経済的負担の軽減により、子どもの保健の向上と子どもを産み育てやすい社会の実現を図る。

【提案・要望先】こども家庭庁、厚生労働省

## 1. 提案・要望内容

### 国による全国一律の子どもの福祉医療費助成制度の創設

- 全ての子どもが、全国のどこに住んでも安心して必要な医療が受けられるよう、子どもの医療費に関する全国一律の福祉医療費助成制度を創設

## 2. 提案・要望の理由

- 子どもの医療費助成は、子育て世代の保護者からの要望が多く、また、次世代育成支援の一環として重要な制度であり、実施主体の県内市町は制度の創設を要望。
- 高校生世代以下にかかる国民健康保険国庫負担の減額調整措置は令和6年4月1日から廃止されることになったが、全国一律の子どもの医療費助成制度の創設については措置されず。
- 国を挙げて、子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世帯の経済的負担を軽減することによって、子どもが医療機関を受診しやすくする環境を築くための重要な施策であり、本来は国の責任で行われるべきこと。
- 同じ医療を受けても居住地や住所地によって自己負担に差があるため、全国の全ての子どもがどこに住んでいても安心して必要な医療を受けられるという観点から、全国一律の負担軽減措置が必要。
- また、医療費自己負担分に対する地方単独公費助成において、国では、マイナンバーカードを活用した現物給付化の方針が示されているところであり、今後、効率的なシステム化を図る上でも国で統一した医療費助成制度の創設を検討すること。

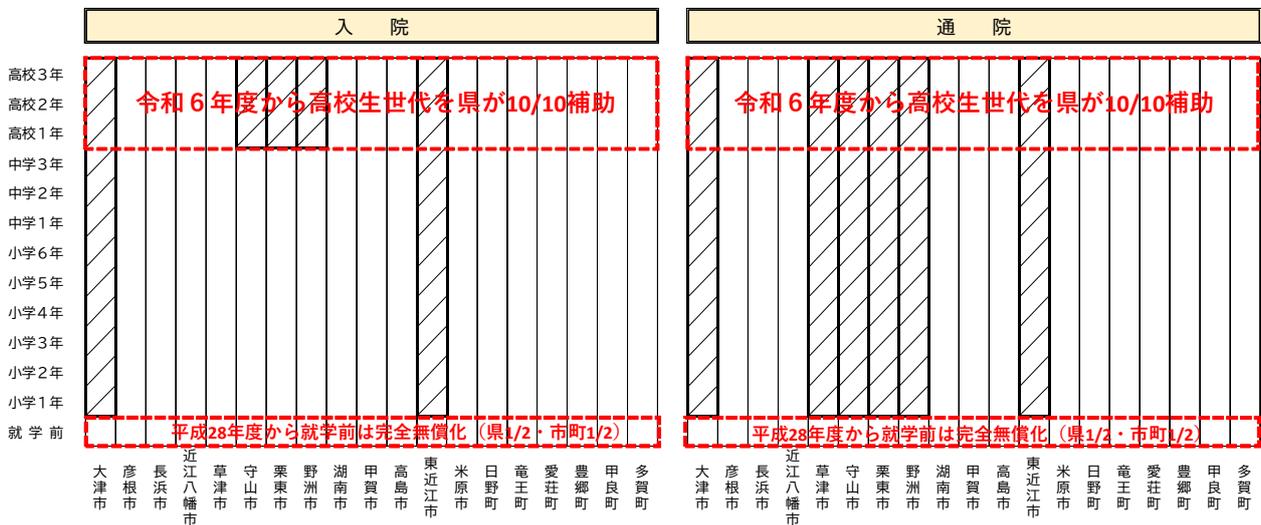
# (本県の取組状況と課題)

- 県では平成 28 年4月から、乳幼児福祉医療費助成制度に係る所得制限および自己負担の撤廃による完全無料化を実施。
- 市町では独自事業として、小学校入学以降の児童・生徒に対する助成制度を拡充してきたが、財政事情や政策的な要素等から、対象年齢、自己負担金等の制度内容が異なる状況が発生。
- 令和6年4月から、県が高校生世代を助成することで、市町との連携した取組により、県内のどこに住んでいても0歳から 18 歳まで医療サービスを受けられる仕組みを構築したが、多額の財政負担が課題。

## 県内市町における子ども医療費助成制度の実施状況

(令和6年4月1日現在)

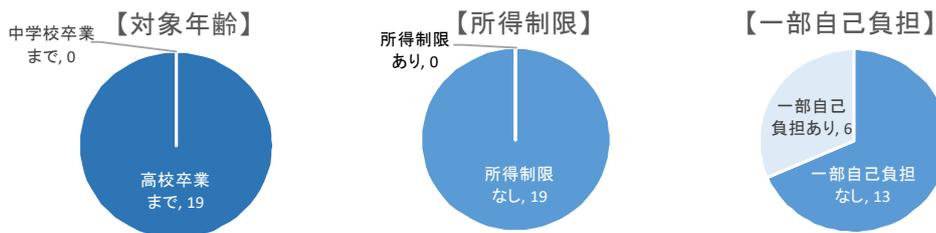
自己負担なし  自己負担あり (入院1日1,000円・月額14,000円/通院1レプト500円)



### <入院に対する助成の実施状況(R6.4.1現在)> (単位:市町数)



### <通院に対する助成の実施状況(R6.4.1現在)> (単位:市町数)



担当:子ども若者部子育て支援課子育て支援係  
TEL 077-528-3552